

# 令和2年9月加入分から 園芸施設共済が変わります！

園芸施設共済の仕組みが変更になります！  
組合員の皆様のご理解をお願いします。

## I. 付保割合の引上げ・復旧費用の補償の引上げ

### ①付保割合の引上特約の導入(図の黄色部分)

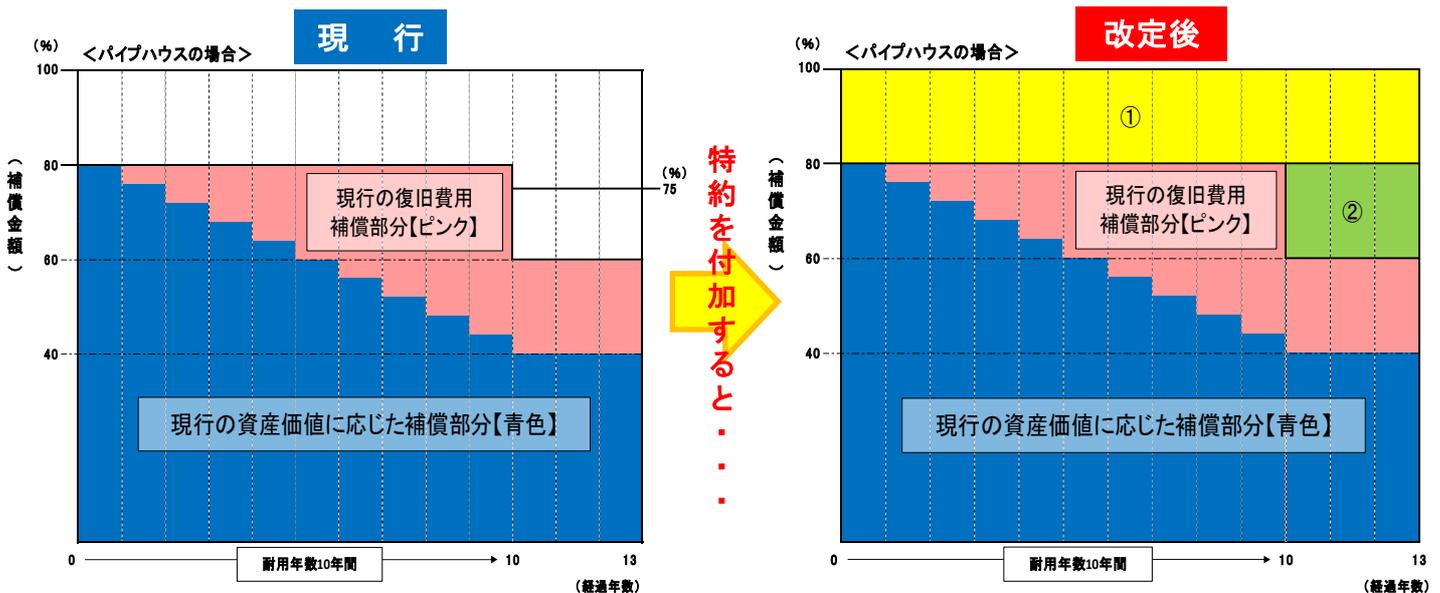
共済価額の8割が上限である付保割合を**9割又は10割まで引上げます**。

棟ごとに付保割合**8割を選択した場合のみ付加できる特約**です。(特約分の掛金は全額農家負担となります)

### ②復旧費用の補償の引上げ(図の緑色部分)

耐用年数経過後の施設も、耐用年数経過前と同様に損害額の上限を再建築価額の**75%から100%に引上げます**。

復旧費用特約は棟ごとに選択します。(掛金は全額農家負担となります)



## II. 小損害不填補の1万円コースの追加

掛金負担が割高になっても少額な被害も補償されることを求める農業者もおられることから、小さな被害への補償の声に応え、小損害不填補の引下げを行います。

小損害不填補の金額を「**3万円以上又は共済価額の5%**」を選択した場合、**1万円の損害から支払われる特約**を設けます。(特約分の掛金は全額農家負担となります)

ただし、**共済価額の5%が1万円を下回る場合**は、この特約を選択できません。

小損害不填補の特約は棟ごとに選択します。

### Ⅲ. 復旧費用の自力復旧の労務費を共済金対象に

従来、自力復旧した場合は材料費などの請求書(又は領収書)の額が支払対象で、自らの労務費は支払いから除いていましたが、**労務費相当額として復旧面積1㎡当たり100円を損害額に加算して支払うこととします。**

また、近隣農業者と一緒に復旧作業を行い、**他者に労務費を支払った場合、「実際に支払った労務費(請求書等で確認)」と「労務費相当額100円/㎡」のいずれか大きい額を損害額に加算します。**

### Ⅳ. 耐用年数経過後の被覆材への自然消耗割合適用除外

被覆材は自然に劣化していくものであり、被覆材の損害額は、被覆材の共済価額を責任期間開始日から損害発生日までの経過月数に応じて減少させた額(自然消耗割合)を基礎に算定しています。

一方、被覆材の共済価額は経過年数(耐用年数)に応じて毎年減少しますが、耐用年数経過後は一定となります。

このため、耐用年数経過後の被覆材の補償額は、引受時の共済価額から責任期間中に一旦低下しますが、翌年の引受時には同じ共済価額に戻ります。

これを是正するため、**耐用年数経過後は自然消耗割合を適用しないこととします。**(耐用年数未満のハウスは、従来どおり自然消耗割合を適用します)



#### 東部支所

フリーダイヤル0120-031-870  
〒680-0842 鳥取市賀露町4074

#### 中部支所

フリーダイヤル0120-031-180  
〒689-2202 東伯郡北栄町東園271

#### 西部支所

フリーダイヤル0120-031-492  
〒683-0004 米子市上福原658-1

詳しくは  
最寄りの支所へ!

